

## インドネシア 外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用

## 「在留許可」詳細

1. ビザ.....	1
(1) ビザの種類	
(2) 到着ビザ	
(3) 訪問ビザの免除	
2. 居住許可.....	3
(1) 暫定居住許可	
(2) 警察への届出	
(3) 住民登録	
3. 労働許可.....	3
(1) 外国人雇用計画書 (RPTKA)	
(2) 雇用通知	
(3) 外国人労働者雇用補償金 (DKP-TKA)	
(4) 暫定居住ビザ	
(5) 暫定居住許可	
4. その他.....	6
(1) 暫定居住ビザおよび暫定居住許可	
(2) 首都ジャカルタに滞在する外国人の登録手順	
(3) 出入国管理規定の改定	

## 1. ビザ

## (1) ビザの種類

法務人権大臣規定 2016 年第 24 号によると以下の通り。

## ① 到着ビザ (インデックス B213)

観光、親族訪問、社会訪問、芸術・文化、政府用務、商業目的でないスポーツ、視察・短期講座・短期トレーニング、商談、商品の購入、講演、セミナー参加、国際展示会参加、インドネシア本社または駐在事務所での会議、トランジットに利用されるビザで、インドネシア到着時に供与される。有効期間は 30 日 (一回に限り 30 日延長可能)。料金は 50 万ルピア。(以下の(2)到着ビザの記載参照)

## ② シングルエントリー訪問ビザ A (インデックス B211A)

観光、親族訪問、社会訪問、芸術・文化、政府用務、商業目的でないスポーツ、視察・短期講座・短期トレーニング、商談、商品の購入、講演、セミナー参加、国際展示会参加、インドネシア本社または駐在事務所での会議、トランジット、緊急時の作業 (自然災害など

の救助や復旧活動)に利用されるビザ。有効期間は60日。その後、1回につき最大30日間、続けて4回まで滞在期間を延長できる。

③ シングルエントリー訪問ビザB (インデックス B211B)

インデックス B211A ビザに加えて、工業品の品質・デザイン向上のための産業技術の導入と革新のための育成、指導、訓練の実施及び輸出拡大への協力、子会社における監査、品質管理、または検査の実施、外国人労働者候補の勤務能力を判断するためのトライアル、の目的で利用できるビザ。

④ シングルエントリー訪問ビザC (インデックス B211C)

インデックス B211A ビザに加えて、管轄当局から許可済みのジャーナリスト活動、管轄当局から許可済みの非商業目的の映画製作の目的で利用できるビザ。

⑤ マルチエントリー訪問ビザ (インデックス D212)

親族訪問、社会訪問、芸術・文化、政府用務、商談、商品の購入、セミナー参加、国際展示会参加、インドネシア本社または駐在事務所での会議、トランジットに利用されるビザ。1年の間にインドネシアを複数回訪問するような用途に利用される。1回の訪問の有効期間は60日で延長不可。

⑥ 暫定居住ビザ (インデックス C311-320)

労働目的のビザ(C312)と、国際機関の専門家、研修・研究、留学、リタイアメント等の労働以外の目的のビザがあり、滞在目的により最長1年あるいは2年有効。

(2) 到着ビザ(インデックス B213)

観光、社会文化、商談、あるいは政府の仕事でインドネシアを訪れる70カ国の外国人が対象。日本は2015年6月12日から、インドネシア滞在が30日以内の観光目的の訪問の場合ビザが免除されることになったが、インドネシア滞在が30日を超える場合、あるいは観光目的の訪問ではなくて商談や他社でのミーティングなどが目的の場合は引き続き到着ビザを取得する必要がある(下記の「(3) 訪問ビザの免除」参照)。

発給は、ジャカルタのスカルノハッタ空港、ハリム空港、スラバヤのジュアンダ空港、バリのングラライ空港等、特定の42空港・港・税関で行われる。これらの空港、港、税関に到着した時に、まず銀行窓口でビザ代金として50万ルピア/人を支払って、領収書を受領し、次に入国審査カウンターでビザの発給及び入国審査を受ける。

到着ビザの有効期間は30日。入国管理局事務所で申請すれば、さらに30日間の延長が一度のみ認められる。ただし、到着ビザを他の滞在許可に変更することはできない。

### (3) 訪問ビザの免除

2016年3月2日付大統領令2016年第21号にて、日本を含む163カ国からの観光客に対し訪問ビザの免除措置をとっている。2016年4月18日付法務人権大臣規定2016年第17号によると、観光、家族、社会、芸術文化、政府の職務、セミナーや国際展示会の参加、本社あるいは代表事務所での会議参加、トランジットなどの活動が目的で、滞在期間は最長30日。30日を超えて、および／または観光以外の目的でインドネシアに滞在する場合は、短期訪問ビザか到着ビザを取得しなければならない。

訪問ビザ免除の入管地も29空港、88海港と7カ所の陸上国境超えに拡大されている。パスポートの残存期間が最低6ヶ月あり、出国チケットを持っていないとならない。

## 2. 居住許可

### (1) 暫定居住許可 (ITAS)

暫定居住ビザを取得して入国した外国人は、ビザの有効期間が1カ月であっても、ITASを取得する。ITASを取得した外国人には、ITASと同期間の数次再入国許可が供与される。

なお、2018年3月26日付大統領令2018年第20号、2018年6月29日付法務人権大臣規定2018年第16号で、特に外国人労働者について、下記の3.の(4)および(5)のような新しい手順が規定されている。

### (2) 警察への届出

ITAS発行から30日以内に国家警察本部に届け出た後、居住区管轄の警察へ届出 (STM) を行う。

### (3) 住民登録

国家警察本部への届出後14日以内に、外国人本人が居住する県/市 (ジャカルタの場合は州) の住民局に到着を届け出て、居住地証明 (SKTT) を取得する。(ジャカルタでの登録については「4. その他」の記載参照)

## 3. 労働許可 (外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用—「外国人就業規制」参照)

2018年7月1日付労働大臣規定2018年第10号により、次のように定められた。

### (1) 外国人雇用計画書 (RPTKA)

インドネシアで事業を行う、インドネシアの法律に基づき設立された法人、社会・教育・文化・宗教団体、興行サービス団体、外国企業の駐在員事務所が外国人労働者を雇用する場合、RPTKAの承認取得が必要。会社の取締役またはコミサリスである外国人株主についてはRPTKAは不要とされているが、2019年7月21日付け投資調整庁 (BKPM) 規定2019年第5号によると、代わりにBKPMからビザ供与推薦状を取得することになっており、ただし

該当株主の払込資本金は10億ルピア以上でないとならず、払い込みが10億ルピアに満たない場合は労働省にて外国人労働者雇用許可を取得することとされ、したがって払い込み資本金が10億ルピアに満たない株主が取締役やコミサリスとして就労しようとする場合はやはりRPTKAが必要になる。

RPTKAは労働省の外国人労働者のオンライン (<https://tka-online.kemnaker.go.id/>) を通じて、労働省の労働者配置総局外国人労働者雇用管理局長を通じて労働者配置総局長宛て申請するもので、申請フォームには雇用主の名称・住所・代表者氏名、外国人従業員が就こうとしている役職の名称と職務内容、外国人労働者の賃金・雇用総数・雇用期間・労働地・雇用開始日、インドネシア人労働者の雇用人数と創出される雇用機会、外国人従業員に付くインドネシア人（後継）の指名、インドネシア人の教育・訓練プログラム計画、等を記載する。また事前に、会社の設立証書や事業認可書、所在地証明書、会社組織図、納税者番号（NPWP）、インドネシア人（後継）の指名書と見習いプログラム計画、インドネシア人の教育訓練実施能力表明書、労務報告（Wajib Lapor）、等をオンライン上にアップロードする必要がある。

申請の外国人雇用数が50人以上であれば同総局長が、50人未満であれば同局長がRPTKAの承認書を発行する。RPTKA承認書の有効期間は外国人労働者の雇用計画の期間に基づくとされている。

RPTKAはまた、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）が事業基本番号（NIB）の発行と同時に発行することにもなっているが、2019年1月末現在まだ実際の発行には至っていない。

（外国企業の会社設立手続き・必要書類 — 「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照）

## （2）雇用通知

雇用主は、就労を予定している外国人労働者のデータを届け出た後に、通知書（Notifikasi）を取得することになった。ただし、株主である取締役やコミサリス、外国国家代理機関の外交官や領事は、通知書の規定の対象外。しかしながら、株主である取締役やコミサリスの場合、2019年7月21日付け投資調整庁（BKPM）規定2019年第5号によりBKPMからビザ供与推薦状を取得することになっているものの、これは払込資本金が10億ルピア以上の株主に限られ、払い込みが10億ルピアに満たない場合は労働省にて外国人労働者雇用許可を取得することとされており、したがって払い込み資本金が10億ルピアに満たない株主が取締役やコミサリスとして就労しようとする場合はやはり雇用通知が必要になる。

後日ビザの発給を受けるインドネシア共和国の在外公館を選択し、外国人労働者の氏名、出生地、出生日、性別、婚姻状態、国籍、パスポートの番号・発行日・有効期間・発行地、学歴、住所、eメールアドレス、携帯番号、電話番号、役職名、階級、雇用期間をインプットし外国人労働者の学歴証明、技能認証または職歴証明、カラー証明写真、保険加入証、

雇用契約書、見習い者の任命証明書、パスポートコピー、雇用主の預金通帳等をアプロードして申請。

申請に不備なしと認められると雇用通知書が発行される。通知書には、外国人労働者の就業場所や通知書の有効期間（雇用契約期間に準じる）などが記載される。

#### (3) 外国人労働者雇用補償金（DKP-TKA）

外国人を雇用しようとする雇用主は、(2)の雇用通知書の受領から1稼働日以内のDKP-TKAの支払いが義務づけられる。外国人1人につき、就労期間1ヶ月に当たり100ドルを政府の指定銀行口座に前払いする。政府機関、外国国家代理機関、国際機関、社会機関、宗教機関、教育機関と特定の役職者のほか、株主である取締役やコミサリスのDKP-TKAは納付が不要とされているが、2019年7月21日付け投資調整庁（BKPM）規定2019年第5号により、払い込み資本金が10億ルピアに満たない株主の場合は(2)雇用通知が必要になるため、DKP-TKAの支払いも義務となる。

なお、DKP-TKAの納付後に該当の外国人労働者が就労目的で来伊をキャンセルした場合、(2)の雇用通知の発行から1年以内であれば、DKP-TKAの返金を申請することができる<2019年10月18日付労働大臣規定2019年第20号>。

#### (4) 暫定居住ビザ（Vitas）

(3)の外国人労働者雇用補償金（DKP-TKA）の納付が確認された後、労働省が入国管理総局に宛てて、(2)の雇用通知書とDKP-TKA納付証明をオンライン通知し、これを受けた入国管理総局はVitasの発行プロセスを進める。

2018年6月29日付法務人権大臣規定2018年第16号によると、入国管理総局はまず雇用主に対し、ビザ同意書から暫定居住許可（Itas）までの手数料納付を指示。納付が確認されると、指名手配リストや外国人労働者のバックグラウンドの審査が行われ、問題なければビザ同意書が発行され、雇用主と在外公館へ送信される。

ビザ同意書の受領から60日以内に、外国人労働者は指定の在外公館へ出頭してVitasの発給を受ける。発給期間は最長2日。Vitasの滞在期間は雇用通知書にある記載と同じで、2年を超えない。

Vitas申請に際しては、パスポートの残存期間に注意が必要：

- a. 滞在期間30日のVitasの場合パスポートの残存期間最低6ヶ月
- b. 同2～6ヶ月           同12ヶ月
- c. 同7～12ヶ月       同18ヶ月
- d. 同13～24ヶ月      同30ヶ月

また、生活費に充当する資金源の証明が求められており、残高1,500ドル以上の預金の名義人が分かるページと直近3ヶ月の取引が分かるページを提出しないとならない。

#### (5) 暫定居住許可 (ITAS)

2018年3月26日付大統領令2018年第20号および2018年6月29日付法務人権大臣規定2018年第16号は、(4)のVitas申請はすなわちITASの申請となると定めている。VitasとITASの同時申請は海外のインドネシア共和国領事館で行われ、Vitasの発給を受けた外国人労働者が、法務人権大臣が定める特定の空港に到着した際、空港の入管の特別審査カウンターで供与される。最初のITASは最長2年で供与され、同じ有効期間の数次再入国許可がついてくる。

### 4. その他

#### (1) 暫定居住ビザ (Vitas) および暫定居住許可 (ITAS)

##### ① 訪問許可から ITAS へのステータス変更：

会社の役員として就労する場合、暫定あるいは恒久居住許可を有する夫または妻に合流する場合等に可能。なお、子供がITASあるいは恒久居住許可を有する両親に合流する場合も訪問許可からITASへのステータス変更が認められるが、18歳未満で未婚の(親子関係が) 正当な子供に限定。

##### ② 出入国管理カードの廃止

2015年3月13日付出入国管理総局長回状 No. IMI0323. UM. 01. 01 にて、外国人の出入国管理カード記入義務は廃止された。

#### (2) 首都ジャカルタに滞在する外国人の登録手順

外国人労働者あるいはその家族等がジャカルタで居住を開始する場合、ITAS (暫定居住許可) の発行日から14労働日以内に州の住民・民事登録局に届けることが義務付けられている。届けが受理されると、17歳以上あるいは既婚者には居住地許可書 (SKTT) が発行される。

以上の届けには、パスポート、ITAS、ジャカルタ警察から発行される届出証明 (STM) が必要。SKTTは1年間有効で、延長可能。

また、出張や観光などで90日以下の訪問を行う外国人にも、本来は、住民・民事登録局やジャカルタ警察への届出が必要である。

#### (3) 出入国管理規定の改定

2011年第6号出入国管理法 (2020年11月2日付2020年第11号雇用創出法で改正) の実施細則として、2013年4月16日付政令2013年第31号が発布された。インドネシアへの出入国の手順と条件、旅券の供与・取消・抹消・交換などの手順・条件・基準、ビザの申請手順と条件・種類・期間、居住許可の申請・供与・期間・拒否と取消・ステータス変更の手順と条件、等の規定が改定されている。

#### (4) 雇用創出法による改正

2011年第6号出入国管理法は2020年11月2日付2020年第11号雇用創出法で一部改正され、ビザや滞在許可の電子形式化を規定し、訪問ビザの発給目的に投資前作業が追加された。また、外国人インドネシア滞在を保証し、その活動に責任を有し、帰国の費用を負担する保証人を求められない外国人に、インドネシアにて投資を行う外国籍の事業者も追加したが、これにはインドネシアに滞在する間、保証人の代わりにイミグレ保証金を納めるよう規定されている。いずれも2021年2月時点で詳細はまだ明らかでない。

以 上